

公益社団法人日本分析化学会 会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第6条に定める会員が支払う入会金及び年会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 入会金及び定款第10条に定める年会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

入会金 1、000 円

年会費 9、000 円

(2) 維持会員

入会金 0 円

年会費 79、800 円

(3) 教育会員

入会金 0 円

年会費 4、500 円

(4) 学生会員

入会金 0 円

年会費 4、500 円

(5) ジュニア会員

入会金 0 円

年会費 0 円

(6) 特別会員

入会金 0 円

年会費 30、000 円

(7) 公益会員

入会金 0 円

年会費 28、800 円

- 2 正会員のうち、名誉会員、永年会員及びシニア会員は年会費の納入を必要としない。
- 3 現に学生会員である者が引き続き正会員となる場合は、入会金を必要としない。
- 4 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の年会費は理事会の決議によってこれを減免することができる。
- 5 年会費は当該事業年度の1月から12月分とする。

(年会費等の納入)

第3条 学会に入会した会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金及び年会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

2 年会費は、毎年10月1日以降12月末日までに次年分(1月～12月)を納めるものとする。ただし、会員からの希望がある場合には、その期間に限定しない。

(資格喪失に伴う会費の返還)

第4条 学会は、年会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(年会費等の変更)

第5条 入会金・年会費を変更する場合には、会員管理委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2012年12月21日 第3条2項を改訂、2018年8月2日 第2条1項を改訂

2022年5月 日 第2条および5項の追加、第3条2項を改訂、第5条を追加

2022年10月11日 一部改訂